平成２６年（フ）第２９４号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目37番１―208号、前住所兵庫県尼崎市南清水４番28号
債務者　永田優喜子（旧姓桜井）
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２１号
秋田県横手市八幡字石町107番地１　ハピネスＩ１―Ｅ
債務者　佐藤　　智
1　決定年月日時　平成26年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第５９６号
さいたま市北区日進町２丁目1403番地１　レーベンハイム大宮西401
債務者　村上　晴彦
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４７号
岩手県花巻市南諏訪町10番地　市営諏訪アパートＦ202号、旧住所岩手県遠野市上郷町板沢12地割52番地７
債務者　高橋　春佳（旧姓小時田）
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第４９号
岩手県花巻市南城98番地８
債務者　伊藤　光枝
1　決定年月日時　平成26年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第５０号
岩手県北上市大堤北２丁目４番１―104号県営大堤アパート、旧住所岩手県北上市大堤東３丁目５番31号　グリーンタウン大堤Ｄ棟
債務者　若生美智子
1　決定年月日時　平成26年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第５３９号
埼玉県加須市東栄１丁目14番36号　新井ハイツ101
債務者　山木　礼子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５５６号
埼玉県川口市大字峯1225番地の７
債務者　田中由美子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５７５号
さいたま市桜区西堀５丁目12番13号　尾崎方、旧住所埼玉県富士見市ふじみ野東２丁目10番地７　アステールふじみ野弐番館401
債務者　葩島　加奈
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６２５号
さいたま市緑区東浦和９丁目12番地18　ユニーブル東浦和ファインプレイス203号室
債務者　出牛　　操
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
静岡県沼津市青野183番地　シティサイド102、前住所静岡県沼津市青野63番地の６
債務者　市原恵理子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１１８６号
大阪市城東区永田４丁目16番26号　安井ビル301、前住所大阪市城東区永田３丁目12番２号　ナガタビル203
債務者　五十嵐薫里（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２６４号
大阪市西成区花園北１丁目２番13号大隅白ゆり荘新館205号室
債務者　折茂　友樹（旧姓戸田）
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１４５号
大阪市生野区巽北１丁目11番23号
債務者　遠藤　保子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１５０号
大阪市東住吉区湯里４丁目７番24―403号
債務者　眞鍋　明子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１９８号
大阪市城東区天王田13番10号　ファミリーハイツ２番館201、前住所大阪府東大阪市大蓮東５丁目５番８号
債務者　藤木　愛夢
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２０５号
大阪市北区豊崎５丁目７番24―606号
債務者　笠野　充志
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部